

新青梅街道沿道地区まちづくり協議会の会議の公開に関する運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成 19 年 6 月 11 日武蔵村山市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、新青梅街道沿道地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 条 会議は、原則として公開する。

（会議公開指針の適用）

第 3 条 協議会に係る会議公開指針の規定の適用については、会議公開指針の規定中「議長」とあるのは、「調整役」とする。

（傍聴の許可の報告）

第 4 条 調整役は、会議の開会前に、会議公開指針第 5 条第 2 項の許可を行うものとする。

2 調整役が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

（会議資料の配布）

第 5 条 調整役は、前条の規定により傍聴の許可を受けた者に会議資料を配布する。

（委任）

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、調整役が協議会に諮って定める。